

平成 19 年度

中学生向け Web 版消費者教育読本（令和 2 年度改訂）

令和 2 年度改訂版



イカ先生

楽しく学習できるように、
キャラクターを充実！
漫画も読んでね！

情報社会を泳ぎきる！

かっこいいヒツジへの道

解説書

（授業展開例・ワークシート例付）



主体的・対話的で深い学びができる！

二者間契約、三者間契約（クレジットカード）の学習ができる！



東京都消費生活総合センター

はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校でのインターネット環境が整備されたことを受けて、毎年度 Web 版の教材を作成しています。

平成 19 年度に作成した「情報社会を泳ぎきる！かしこいヒツジへの道」は、中学生が巻き込まれやすいインターネットトラブル事例とその対処方法の学習を通じて、経済社会の中で主体的に判断し行動できる力を身に付けることを目的として作成した教材です。しかし、作成から 13 年が経過しており、取り扱っている事例が現状に合わなくなっていることから、以下の改訂を行いました。

【主な改訂点】

- 1 トラブル事例を現状に合わせ、契約の基本ルールとトラブル回避の方法を考える学習教材に変更。
- 2 平成 29 年に告示された学習指導要領「技術・家庭編(家庭分野)」を踏まえ、三者間契約(クレジット契約)を追加。
- 3 主に中学校技術・家庭科での活用を中心に、ワークシート及び解説書を新たに作成。

スマートフォンの普及により、消費生活センターにはインターネット関連の相談が増えています。ネットショッピングは便利ですが、注意点もたくさんあります。本教材が中学校での消費者教育の一助になれば幸いです。

令和 3 年 3 月 東京都消費生活総合センター

目次

1. 中学校における消費者教育

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) 中学校における消費者教育の実践..... | 1 |
| (2) 中学校技術・家庭科(家庭分野)に示される消費者教育..... | 1 |

2. 教材紹介

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 「かしこいヒツジへの道」画面展開..... | 2 |
| (2) はじめに、おわりに(漫画)..... | 8 |

3. 指導者のための押さえておきたい知識

- | | |
|---|----|
| (1) 通信販売トラブル「買ったものがイメージと違う！」..... | 12 |
| (2) 通信販売トラブル「買ったものが届かない…」..... | 13 |
| (3) 架空請求トラブル「身に覚えがないのに高額な請求が！」..... | 14 |
| (4) オンラインゲームトラブル「オンラインゲームで高額な請求が…」..... | 16 |

4. 中学校技術・家庭科(家庭分野)における消費者教育の実践

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 「指導と評価の一体化」の充実に向けて..... | 18 |
| (2) 主体的・対話的で深い学びの充実に向けて..... | 18 |
| (3) 「かしこいヒツジへの道」の活用について..... | 18 |
| (4) 内容「C 消費生活・環境」における題材配列と指導内容の例..... | 19 |

5. 授業展開例及びワークシート

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 技術・家庭科(家庭分野)での活用事例①..... | 20 |
| (2) 技術・家庭科(家庭分野)での活用事例②..... | 22 |
| (3) 社会科(公民的分野)での活用事例..... | 24 |



座長 小谷野 茂美

プロフィール

現・東京家政学院大学 客員教授

中学校技術・家庭科(家庭分野)の教諭として、東京都公立中学校3校に勤務後、東京都教育委員会等指導主事、東京都教職員研修センター課長、東久留米市教育委員会参事、東京都公立中学校長2校、青梅市適応指導教室長等に就いた。

(1) 中学校における消費者教育の実践

平成24年12月に施行された消費者教育推進法は、個々の消費者の安心・安全の確保が主であった消費者教育から消費者市民社会の形成への参画という行動にまで広がっています。消費者教育の充実には、消費者としての基本的な考え方や行動について分かりやすく具体的に示すことが重要であり、学校教育の果たす役割が大きいものと考えます。

平成29年3月に告示された中学校学習指導要領では、社会科、技術・家庭科に消費者教育に関する内容が具体的に示され、これらの教科を中心に生徒の発達段階を踏まえて消費者教育を推進することが求められています。また、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見する力、解決能力等は一つの教科等で完結できるものではなく、人的・物的な体制の確保とともに教科横断的な視点で組み立てる学校全体としてのカリキュラム・マネジメントの立案や実践が重要なポイントだと指摘されています。

(2) 中学校技術・家庭科(家庭分野)に示される消費者教育

平成29年3月に告示された中学校技術・家庭科(家庭分野)の学習指導要領は、従前4つの内容で構成されていましたが、今回は3つの内容に再構成されました。

消費者教育に関する内容は、「C 消費生活・環境」にまとめられています。(1)「金銭管理と購入」及び(2)「消費者の権利と責任」については、全ての生徒に履修させ、(3)「消費生活・環境についての課題と実践」は生徒の興味・関心や学校・地域の実態等に応じて選択させて履修させるものとしています。

ここでは、持続可能な社会の構築に向けて考え、工夫する活動を通して消費生活・環境に関する知識や技能を身に付け、身近な消費生活と環境について課題を解決する力を養い、身近な消費生活と環境について工夫し創造しようとする実践的な態度の育成をねらいとしています。また、キャッシュレス化の進行に伴い、小・中・高等学校の内容の系統性を図り、中学校に金銭の管理に関する内容を新設しています。さらに、消費者被害の低年齢化に伴い、消費者被害の回避や適切な対応が一層重視されていることから、売買契約の仕組みと関連させた消費者被害を取り扱うこととなりました。そして、持続可能な社会の構築に向けて消費生活と環境を一層関連させた学習を実施し、消費者市民社会の担い手として自覚をもって環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎を培うことが求められています。